

別紙：従業員数証明のために添付する書類について

1. 提出書類

<法人の場合> 下記①と②の両方

- ① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
(複数枚ある事業者は1枚のみで構いません)
- ② 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し(直近のもの)

<個人の場合> 下記①と②の両方

- ① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
(複数枚ある事業者は1枚のみで構いません)
- ② 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し(直近のもの)
- ③ 雇用保険料「領収済通知書」(直近のもの)または「雇用契約書」
※上記①②の加入がない場合は、③のみで構いません。

<その他の場合>

※公社担当者まで要相談

2. 提出書類参考資料

<健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書サンプル>

<雇用保険料領収済通知書 サンプル>

3. 「常時使用する従業員数」について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

<対象外のケース>

- ・会社役員
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の従業員
- ・一部のパートタイム労働者
 - ① 日々雇い入れられる者
 - ② 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 季節性のある業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
 - ④ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者（通常の従業員の同労時間と比べて3/4未満のパートタイム）

<具体例>

例1	個人事業主本人と、正社員2名で小売業を営んでいる場合。	対象になる。 (正社員は従業員に該当するため)
例2	代表取締役1名と、パートタイマー3名で宿泊業を営んでいる場合。 (フルタイムパートタイマー)	対象になる (フルタイムパートタイマーも従業員に該当するため)
例3	代表取締役1名と、他取締役2名で娯楽業を営んでいる場合。	対象にならない (会社役員は従業員に該当しないため)
例4	個人事業主本人と、1月～2月の冬期限定で雇用されているパートタイマー10名で製造業を営んでいる場合。	対象にならない (2か月以内の期間を定めて使用されるものは従業員に該当しないため)
例5	代表取締役1名と、正社員1名(休職中)で飲食業を営んでいる場合。	対象にならない。 (休職中の者は従業員に該当しないため)

※その他判断が難しいケースは公社担当者に直接お問い合わせください。